

## 第21回 Re-Seed セミナー

### 「不動産証券化の基礎知識と不動産特定共同事業の実務

～平成 29 年の不動産特定共同事業法の改正を踏まえて～

■開催日時：2018.5.18（金）15：00～17：00

■講師：国土交通省 土地・建設産業局 不動産市場整備課

不動産投資市場整備室 課長補佐 山辺 紘太郎 氏

<略 歴> 平成 16 年東京大学法学部卒業、平成 18 年東京大学法科大学院修了。平成 19 年弁護士登録、長島・大野・常松法律事務所入所。

平成 24 年 4 月から平成 26 年 6 月まで金融庁総務企画局市場課にて勤務し、投資型クラウドファンディングに関する金融商品取引法の改正等の立案を担当。平成 27 年 6 月 University of Cambridge 卒業（Master of Corporate Law）。平成 27 年 7 月から平成 29 年 6 月までミュージックセキュリティーズ株式会社に出向し、社長室法務担当部長を務める。平成 29 年 7 月から現職。

■講座概要：近時、耐震改修促進法に基づく「要緊急安全確認大規模建築物」の耐震診断結果が相次いで公表され、また、我が国が平成 28 年 11 月に締結したパリ協定に基づく温室効果ガス削減目標の達成を目指す中で、老朽化した建築物の耐震化促進及び環境性能向上は喫緊の課題となっています。不動産特定共同事業とは、投資家から出資を受けて、不動産の取引を行い、その収益を投資家に分配する事業です。不動産特定共同事業法は平成 29 年に大幅に改正され、「小規模不動産特定共同事業」の創設や、クラウドファンディングに対応した規定の整備、一定のプロのみを相手方として事業を行う場合の規制緩和（適格特例投資家限定事業の創設）などが行われ、今後ますます建築物の耐震化や老朽不動産の再生への活用が期待されます。本セミナーでは、平成 29 年の法改正の内容も踏まえながら、不動産特定共同事業の実務について、不動産証券化の基礎知識とともに、国土交通省の担当者からお話いただきました。

